

## 移動支援（グループ型）に係るQ & A

### <目的について>

#### ①グループ型を実施する目的は、どのようなものなのか？

現在の移動支援事業は、1人のガイドヘルパーが1人の利用者を支援する「個別型」を基本としていますが、個別型ではヘルパーの確保ができない等の理由で、友人と一緒に外出できないとの声があります。

また、ガイドヘルパーの人材が十分でない状況で、障害者の更なる社会参加を促進するためには、制度の効果的な運用を図る必要があります。

今般、一定の要件のもとで安全の確保を図りながら、1人のガイドヘルパーが複数の利用者を支援する「グループ型」を実施することとします。

なお、移動支援事業としての対象者の要件（重度の障害者）や対象となる外出（社会生活上必要不可欠な外出等）については今までと変わりませんので、ご注意ください。

### <要件について>

#### ②グループ型を実施する際の要件として、どのようなものがあるのか？

下記3つの要件を全て満たす必要があります。

- (1) 複数の利用者を支援するためには、個々の障害特性の把握が必要であるため、グループ型の派遣となるガイドヘルパーに、利用者全員に対する個別型での派遣の経験があることとします。
- (2) ガイドヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は3人未満とします。
- (3) 利用者の体調不良や事故などの緊急時への対応を考慮し、一のグループに対してガイドヘルパー2人からの派遣とします。

#### 【例】

- ヘルパー2人 ⇔ 利用者3～5人
- ヘルパー3人 ⇔ 利用者4～8人
- × ヘルパー1人 ⇔ 利用者2人

なお、グループ型の始点から終点まで連続して、上記要件を満たす必要があります。

**③グループ型を実施する場合、どのような点に留意する必要があるのか？**

事業者においては、グループ型の派遣を実施する場合は、下記事項に留意してください。

(1) 各利用者からの意向に基づく派遣であること

事業者側の意向で、複数の個別型の派遣をグループ型へまとめる等、利用者からの意向に基づかないグループ型の派遣は認められません。

(2) 訪問日時や移動手段、交通費等の費用、帰宅予定時間等について、各利用者と十分に調整すること

訪問の日時や場所、移動手段、交通費等の実費等について、それぞれの利用者を確認して、十分な調整を行ってください。また、ガイドヘルパー分の交通費も利用者の負担となりますので、各利用者間の負担割合等も調整してください。

(3) 前号の内容等を含めた派遣計画書を作成して、安全かつ適切な外出支援となるよう入念に準備すること

個別型とは異なり複数の利用者を同時に支援するため、より安全性の確保が求められます。従って、行程等を盛り込んだ派遣計画書を作成して、安全かつ適切なグループ型派遣となるよう、入念な準備を行ってください。なお、当該派遣計画書の作成状況については、必要に応じて確認させていただきます。

※派遣計画書の様式は任意ですが、雛形（別紙）を示していますので参考にしてください。

なお、雛形については、記載例とともに本市ホームページに掲載予定です。

(4) 事故時における連絡体制やガイドヘルパーの応援派遣等、緊急時に対応できる体制を備えること

**④グループ型を実施する場合、安全性の判断はどのようにしたらよいのか？**

各事業者において、

- ・ 利用者の障害特性や心身の状況
- ・ 派遣するガイドヘルパーの技能
- ・ 各利用者に対する個別型での派遣回数
- ・ ガイドヘルパー1人当たりの利用者の数（※）
- ・ 目的地や行程

等から、安全な外出支援が可能かについて、総合的に判断してください。

※なお、ガイドヘルパー1人当たりの利用者の数については、ケガ等で1人の利用者に専念しなければならない事態が生じた場合の対応も視野に入れ、適切な人数割合としてください。

**⑤必ずグループ型の派遣に対応しなければならないのか？**

グループ型への対応の可否は、事業者による安全性の判断に基づくものです。(上記の)安全性の確保が難しい場合や、ガイドヘルパーの人数が不足する場合など、グループ型への対応が難しい状況も考えられます。

そのような場合は、当事者へ事情等をご説明ください。

**⑥要件にある(利用者全員に対する)個別型での派遣の経験とは、どの程度必要なのか？**

具体的な回数等は特に決めていません。当該部分も含め、事業者として安全性の判断をしてもらうこととなります。

**⑦身体障害者もグループ型の対象となるのか？**

知的障害等の特定の障害に限定している訳ではありませんので、身体障害者も対象となり得ますが、車椅子を押す等の対応が必要な場合では、1人のガイドヘルパーが複数の利用者を支援することは困難と思われれます。

**⑧身体介護「有り」の方もグループ型の対象となるのか？**

身体介護「有り」の方と「無し」の方でグループが構成される等、様々な利用形態が考えられますので、一概に身体介護「有り」の方を対象外とはしていません。

但し、身体介護「有り」の方に対する具体的な支援内容等を勘案して、グループ型として安全な外出が可能かどうか、適切に判断する必要があります。

**<利用形態について>****⑨利用者が別々の場所にいる等、様々な利用形態が考えられると思うが、どこからがグループ型となるのか？**

複数の利用者を支援するところからグループ型となります。従って、それまでは通常の個別型となる場合もあります。例(チラシ裏)を示していますので、参考にしてください。

**⑩複数の利用者をまとめて自家用車で支援する場合は、グループ型の対象となるのか？**

そもそも移動支援事業においては、ガイドヘルパーが運転している時間は報酬の対象外となっています。加えて、自家用車での支援は、事故時の責任問題等もありますので、事業者と利用者との間できちんと協議した上で対応する必要があります。

また、自家用車内での支援もグループ型の対象となりますが、その場合でも上記の要件が適用されますので、ご注意ください。

## ⑪一つのグループに複数の事業者からガイドヘルパーを派遣してよいのか？

ガイドヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、報酬の対象となる一つのグループに対しては、同じ事業者からガイドヘルパーを派遣することとします。

## &lt;報酬単価等について&gt;

## ⑫グループ型の報酬単価は？

グループ型を実施している他の政令市の状況等を参考に、個別型の報酬単価の概ね7割としています。

## &lt;グループ型&gt;

サービス種別・類型 請求単位(所要時間)	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
	30分未満	1,792円
30分以上1時間未満	2,835円	1,393円
1時間以上1.5時間未満	4,123円	1,946円
1.5時間以上2時間未満	4,704円	2,436円
2時間以上2.5時間未満	5,285円	2,926円
2.5時間以上3時間未満	5,873円	3,416円
以後30分ごとに加算	581円	490円

**⑬別々の場所にいる利用者を順番に迎えに行く等するため、個別型とグループ型とを一体的に実施する場合、利用時間（請求単位）はどのようになるのか？**

まず、実施した時間の合計時間を算出（※）した上で、下記のとおり取り扱います。

※合計時間の算出の考え方は障害福祉サービスに準じ、30分単位ごとの端数の時間が15分以上の場合は切り上げ、15分未満の場合は切り下げとします。

①30分単位ごとの端数の時間が多い方を切り上げ、少ない方を切り下げる。

②30分単位ごとの端数の時間が同じ場合は、グループ型の利用時間を切り上げる。

【例①】	(端数)		(請求単位)
個別型	40分 (10分)	⇒	30分 (30分未満)
グループ型	1時間20分 (20分)	⇒	1時間30分 (1時間以上1.5時間未満)
計	2時間00分	⇒	2時間00分 (1.5時間以上2時間未満)

【例②】	(端数)		(請求単位)
個別型	45分 (15分)	⇒	30分 (30分未満)
グループ型	1時間15分 (15分)	⇒	1時間30分 (1時間以上1.5時間未満)
計	2時間00分	⇒	2時間00分 (1.5時間以上2時間未満)

【例③】	(端数)		(請求単位)
個別型	55分 (25分)	⇒	1時間00分 (30分以上1時間未満)
グループ型	1時間15分 (15分)	⇒	1時間00分 (30分以上1時間未満)
計	2時間10分	⇒	2時間00分 (1.5時間以上2時間未満)

【例④】	(端数)		(請求単位)
個別型	50分 (20分)	⇒	30分 (30分未満)
グループ型	1時間20分 (20分)	⇒	1時間30分 (1時間以上1.5時間未満)
計	2時間10分	⇒	2時間00分 (1.5時間以上2時間未満)

**⑭個別型とは別に、グループ型としての支給決定（支給時間等）があるのか？**

利用方法として個別型とグループ型があるだけであって、別途グループ型の支給決定はありません。既存の支給決定の中で利用できます。

**<その他>**

**⑮グループ型では、対象者要件や利用目的（対象となる外出）等が変わるのか？**

今までと変わりません。移動支援事業（全体）として、対象者要件（重度の障害者）や対象となる外出（社会生活上必要不可欠な外出等）はそのままです。

**⑯報告はどのようにすればよいのか？**

現行の移動支援事業提供実績記録票については、個別型とグループ型とでそれぞれ別の欄（行）に記載するとともに、グループ型については備考欄に「グループ型」と記載してください。

また、定期的な提出は求めませんが、グループ型の派遣を実施した場合は実績記録を作成してください。なお、必要に応じて確認させていただきますので、派遣計画書とともに保管しておいてください。

※様式は任意ですが、雛形（別紙）を示していますので参考にしてください。

なお、雛形については、記載例とともに本市ホームページに掲載予定です。

**⑰他の移動サービス（同行援護等）でも、グループ型が認められるのか？**

今回の整理は「移動支援事業」に係るものであって、他の移動サービスに係るものではありませんので、ご注意ください。

※同行援護ではグループ型の支援は認められていません。

**⑱ケガ等の事故が発生した場合の対応はどうすればよいのか？**

当該利用者への対応を優先するとともに、グループ型の派遣を継続する場合は、代替等のガイドヘルパーを派遣する等、安全の確保に努めてください。

※併せて、事故報告も行ってください。